

公共放送の在り方に関する検討分科会(第10回) ご説明資料

2020年10月16日

日本放送協会

要旨

- ・3か年の次期経営計画は、「三位一体改革」に向けて、構造改革に踏み込む。
- ・構造改革に踏み込む次期経営計画とともに、制度改正等を通じた施策をパッケージで実行することにより、「三位一体の改革」にスピードアップして取り組みたい
- ・そのために、必要な制度改正をお願いしたい
 - ▽中間持株会社の設置
 - ▽「受信設備の設置届出義務」と「未契約者氏名等(居住者情報)の照会」の導入
 - ▽受信料還元に関する科目の設置

NHK経営計画(2021-2023年度)(案)の概要

受信料収入 減収局面へ

- 新型コロナによる社会・経済状況の激変（ニューノーマルの到来）
- 人口・世帯数の減少

媒体を越える NHKへの期待

- 新型コロナによる、NHKの基本的役割の再認識

視聴・利用環境の 変化

- 旧来の「テレビ」とは異なるコンテンツ消費
- 様々な動画・情報提供者の存在

技術革新の 加速

- 新たな動画サービスの登場
- 新たな「公共メディア」としての可能性

減収局面でもコンテンツ投資を充実させ、視聴者・国民の求める多様性・質の高さを実現

“新しい「NHKらしさの追求」”

職員一人ひとりの創造性を最大限に生かせるスリムで強靱な組織

構造改革

- 「ジャンル管理」の推進
- “作り方改革”の推進
～「量から質」へ

質



コスト

- 固定的経費への切り込み
- 間接業務のスリム化
- 営業経費の構造改革

5つの重点投資方針

安全・安心

新時代への
チャレンジ

あまねく伝える

社会への貢献

「NHKらしさ」を実現するための人事制度改革

構造改革の断行と加速化に向けた課題

- 「三位一体改革」の実現に向けた**構造改革**を断行するが、スピーディーに実行するには**課題**も存在

【二大構造改革の断行】

① NHK本体とグループの一体改革

▽「ジャンル管理」の徹底、人事制度改革、新センター(情報棟)設備整備コストの大幅削減

▽グループの合理化の加速、再編の柔軟化の実現

⇒ **【課題】** 現行でも合理化等は可能だが、改革を加速するには、グリップを効かせて業務の中身に踏み込む必要

② 訪問によらない営業活動の実現

▽受信料の公平負担の必要性

- ・NHKが信頼されるのは、独立した判断に基づく報道や番組制作を行っていることによる
- ・公平負担によって支えられているからこそ、NHKの公平・公正さを維持でき、“知る権利”に奉仕できる

▽公平負担の徹底に向けた課題

- ・公平負担の徹底を図るため、未契約の方や住所変更したもののご連絡のない方を把握する必要
- ⇒ **【課題】** 未契約者等につき、誰が受信契約の対象か、受信機を設置しているかが把握できない
- そのため、訪問巡回活動に多大なコストが必要
- また、粘り強く対応することによるクレームやトラブルが発生

環境変化を見据えた将来への対応と受信料の還元

■ 多様な動画配信サービスの登場による視聴・利用環境の変化など、環境変化を見据えた将来への対応

- 多様で質の高い「NHKらしい」充実したコンテンツを、より最適な媒体を通じて、合理的なコストで提供し続ける

▽衛星波と音声波の整理・削減

▽衛星付加受信料も含めた受信料制度の在り方についても研究

■ 受信料の還元について

- 今月(10月)から、地上契約と衛星契約の受信料額を2.5%値下げ

▽年間で193億円還元

- 改革が着実に進み、値下げできる環境が整えば、還元を行う

⇒【課題】経営効率化の成果を、確実に視聴者・国民に還元する仕組みの明確化

グループの合理化の加速、再編の柔軟化の実現に向けて

■ グループの合理化の加速、再編の柔軟化の実現に向け、中間持株会社を設置したい

● 課題

現在は、受信料による出資先の株主としてのコントロールの色彩が強いが、重複排除・再編等は、グリップをきかせて業務の中身に踏み込む必要がある

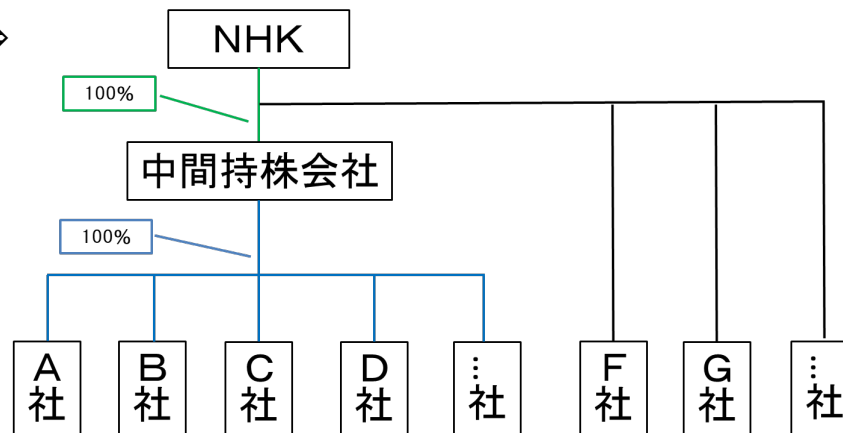
● 対策

これを、非営利の特殊法人であるNHKの側のみで行うのは困難であるため、子会社の側に一元管理できる「中間持株会社」を置きたい

● 効果

業務の重複排除、迅速な再配置、子会社役員数の削減や子会社人事権の集約など
現行でも合理化等は可能だが、持株会社設置で改革をスピードアップしたい

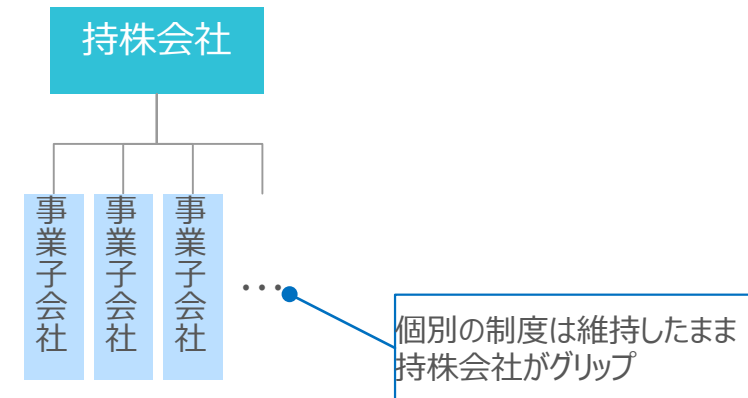
検討の基本形(イメージ)⇒



中間持株会社設立のメリット

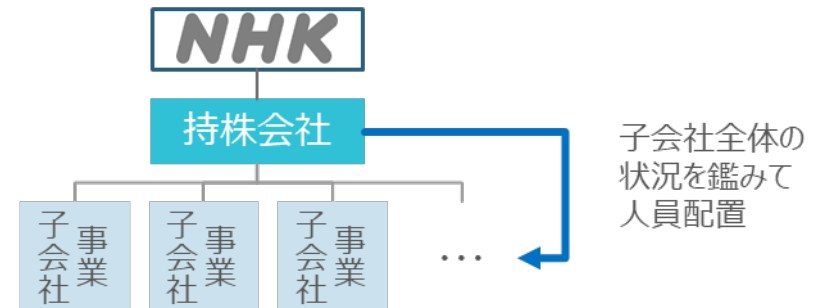
■ メリット① 組織の迅速な最適化

- 持株会社傘下に事業子会社を置くことで、俯瞰的な視点から最適な管理軸を判断でき、**迅速な再配置が可能**
⇒環境に合わせて管理軸を柔軟に変更可能（個別合併では、1年以上かかる各種統合手続を迅速化）
- 子会社を個々のまま持株傘下に置くことで、**従来の制度を維持したままグループ全体管理が可能**
⇒会社間の制度の違いを維持したまま、統一ガバナンスの強化を実現



■ メリット② 共通機能の集約

- 持株会社にグループ経営、子会社に事業運営という形で、役割を切り離すことで
必要な役員数の削減が可能⇒一定数必要な子会社各社の役員につき、大幅に削減して集約が可能
- 持株会社に子会社の人事権等を集約することで、
グループ全体で最適なガバナンスを実現



訪問によらない営業活動の実現

公平負担の必要性

- ・NHKが信頼されるのは、独立した判断に基づく報道や番組制作を行っていることによる
- ・“知る権利“に奉仕し、NHKの公平・公正さを維持するためにも、公平負担に支えられることが必要



公平負担の徹底のためには
未契約の方や、住所変更したもののご連絡のない方を把握する必要



誰が受信契約の対象か、受信機を設置しているかが把握できない



巡回訪問活動が必要
(多大なコスト、クレーム・トラブルが発生)



「受信設備の設置届出義務」と「未契約者氏名等(居住者情報)の照会」の導入

セットでの制度整備により、公平負担の徹底、営業経費の大幅削減、クレーム抑止が可能に

【参考】公共放送の役割に対する期待に応える①

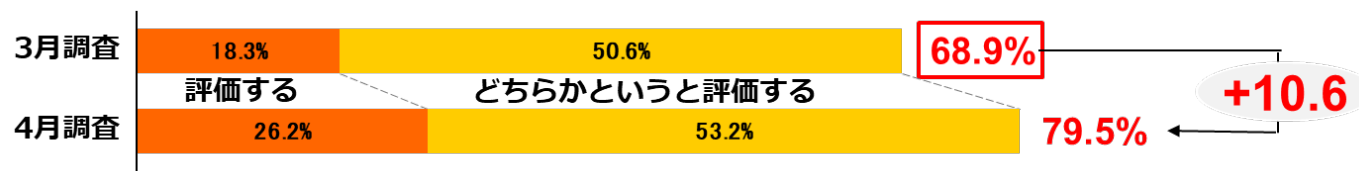
■ 新型コロナウイルスへの公共メディア・公共放送としての対応

- 行動指針を策定し、放送やインターネットで公共性の高い情報や番組を提供。視聴者から一定の評価



NHKの新型コロナウイルス対応に関するネット調査(3月・4月)

- NHKの対応を評価する人は、4月の調査では約8割に上昇



■ 「体感 首都直下地震」のプロジェクト

▽災害対策の必要性を、ドラマや情報番組、デジタルサービスを駆使して視聴者にわかりやすく伝えた



2019年12月1日～8日
公共メディア防災キャンペーン“体感・首都直下地震ウイーク”

世界の優れた放送などを選ぶ国際コンクール「イタリア賞」の「ウェブ・インタラクティブ部門」で最優秀賞を受賞

(選考理由)

「自然災害から人々の命を守るためにソーシャルメディア、テレビ、そして人々の行動パターンと科学的に裏付けされたシミュレーションを有効に連携させた」

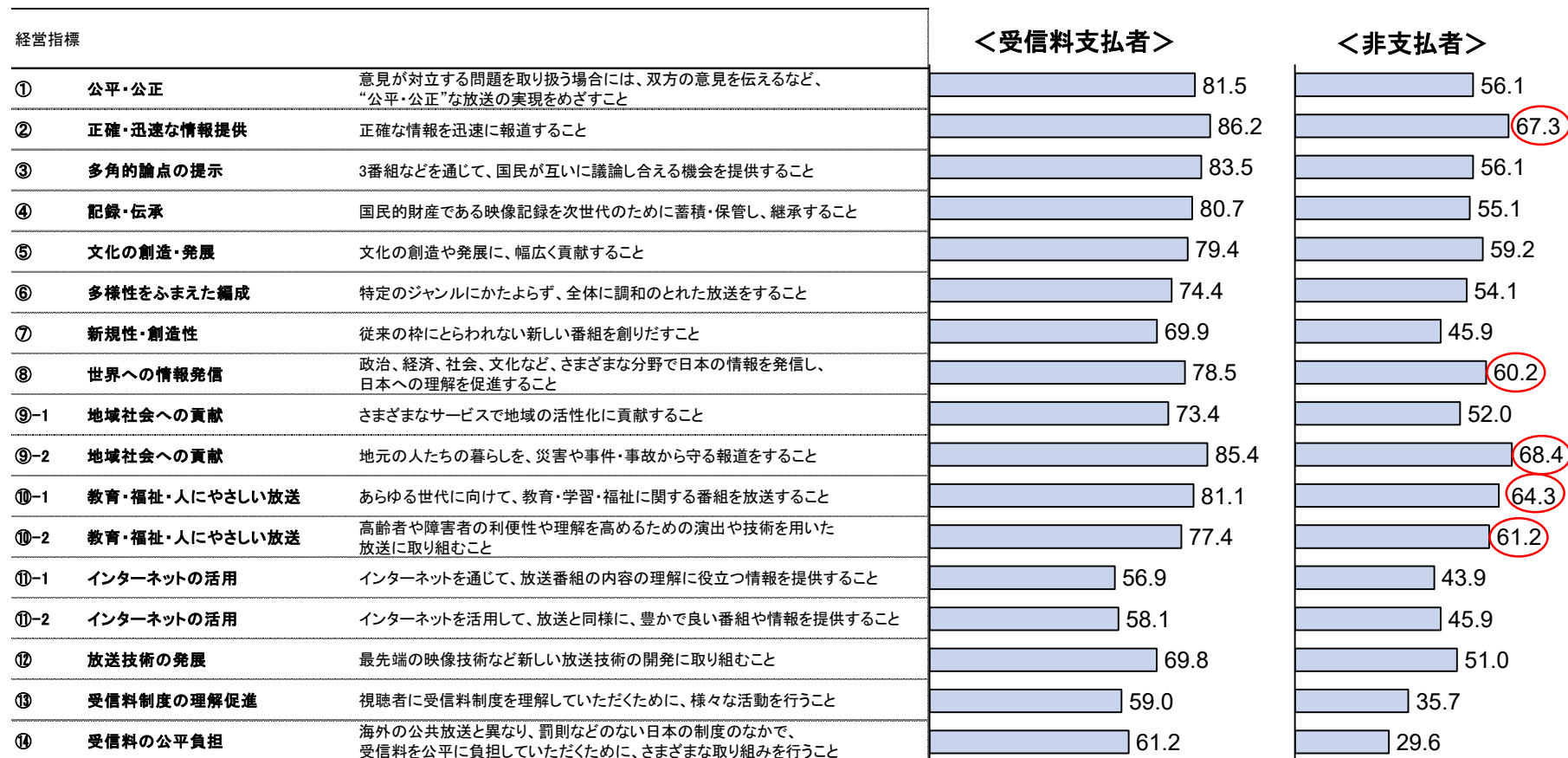
【参考】公共放送の役割に対する期待に応える②

- 受信料の非支払者においても、「正確・迅速な情報提供」や「地域社会への貢献(地元の人たちの暮らしを、災害や事件・事故から守る報道をすること)」への期待は約7割
- 非支払者・非視聴者に対しても、公共放送・公共メディアの意義・役割を訴え、ご理解いただく活動を強化し、信頼と支持を高める。

経営指標(公共放送の役割)に対する期待度

「期待している」・「どちらかという期待している」と回答した人の割合

設問:あなたは、以下の各項目について、現在のNHKにどの程度期待しますか。



現在の営業活動における課題

総世帯数5,523万

未契約等
(未契約・テレビ設置
なし等)
1,372万^{※1}

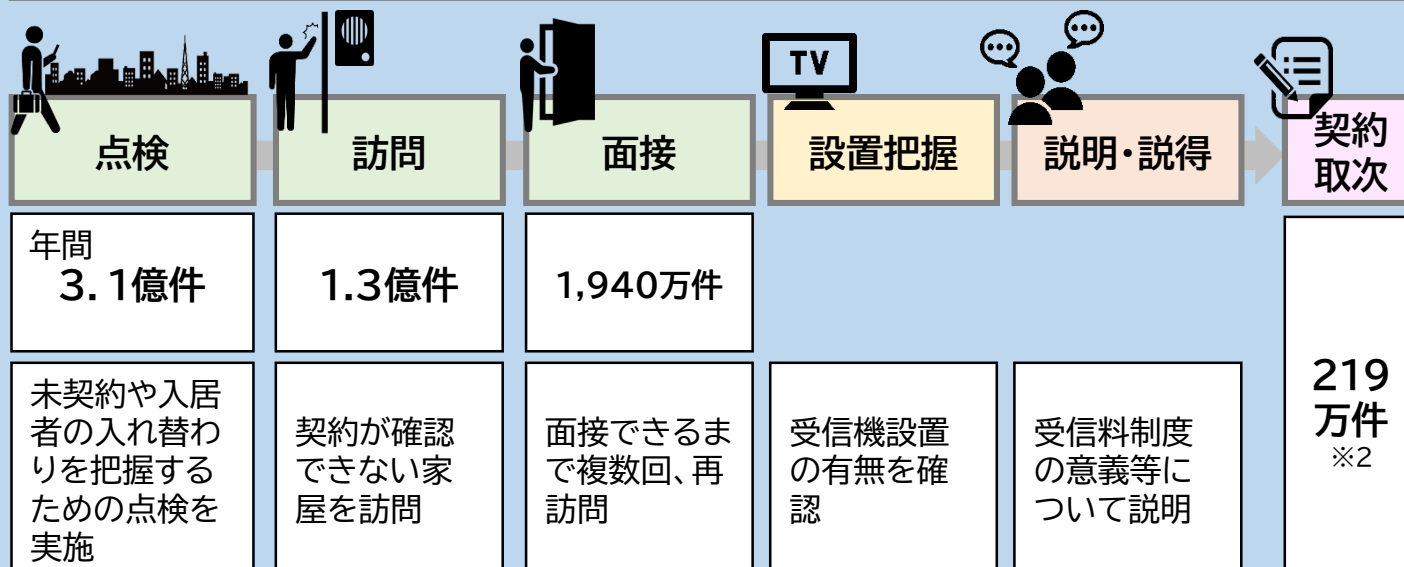
契約世帯
4,151万

世帯支払率
82%

課題

- ✓ 誰が受信契約の対象か把握できない
- ✓ 受信機を設置しているかどうか把握できない

訪問巡回活動

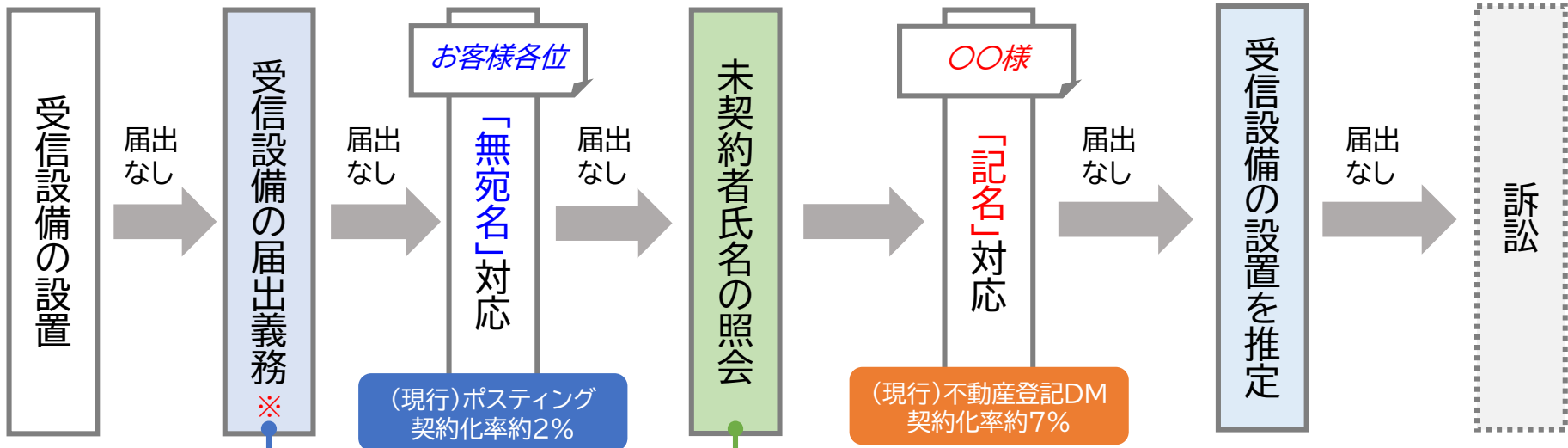


多大なコストが必要(訪問要員に係る経費**305億円**)

粘り強く対応することによるクレームやトラブルの発生

訪問によらない効率的な営業活動の実現

担保措置を伴う「受信設備の設置届出義務(設置推定・未設置申告)」と「未契約者氏名等(居住者情報)の照会」がセットで制度整備されることではじめて、「訪問によらない営業活動」を実現することができ、未契約者に対する公平負担の徹底と営業経費の大幅削減、そして訪問をめぐるクレーム等の抑止が可能となる



(公平負担の徹底)

- ✓ 受信機の設置届出義務(設置推定)による契約促進効果

(クレーム抑止)

- ✓ 未設置の方に対しても設置確認のための訪問活動を繰り返すことによるクレーム・トラブルの抑止が可能となる

(公平負担の徹底)

- ✓ 氏名の特定による契約促進効果(無記名の3倍以上)

(営業経費の削減)

- ✓ 点検活動(年間3.1億件)が原則不要になる
- ✓ 訪問活動(年間1.3億件)に代えて、郵送によるご案内が可能となる

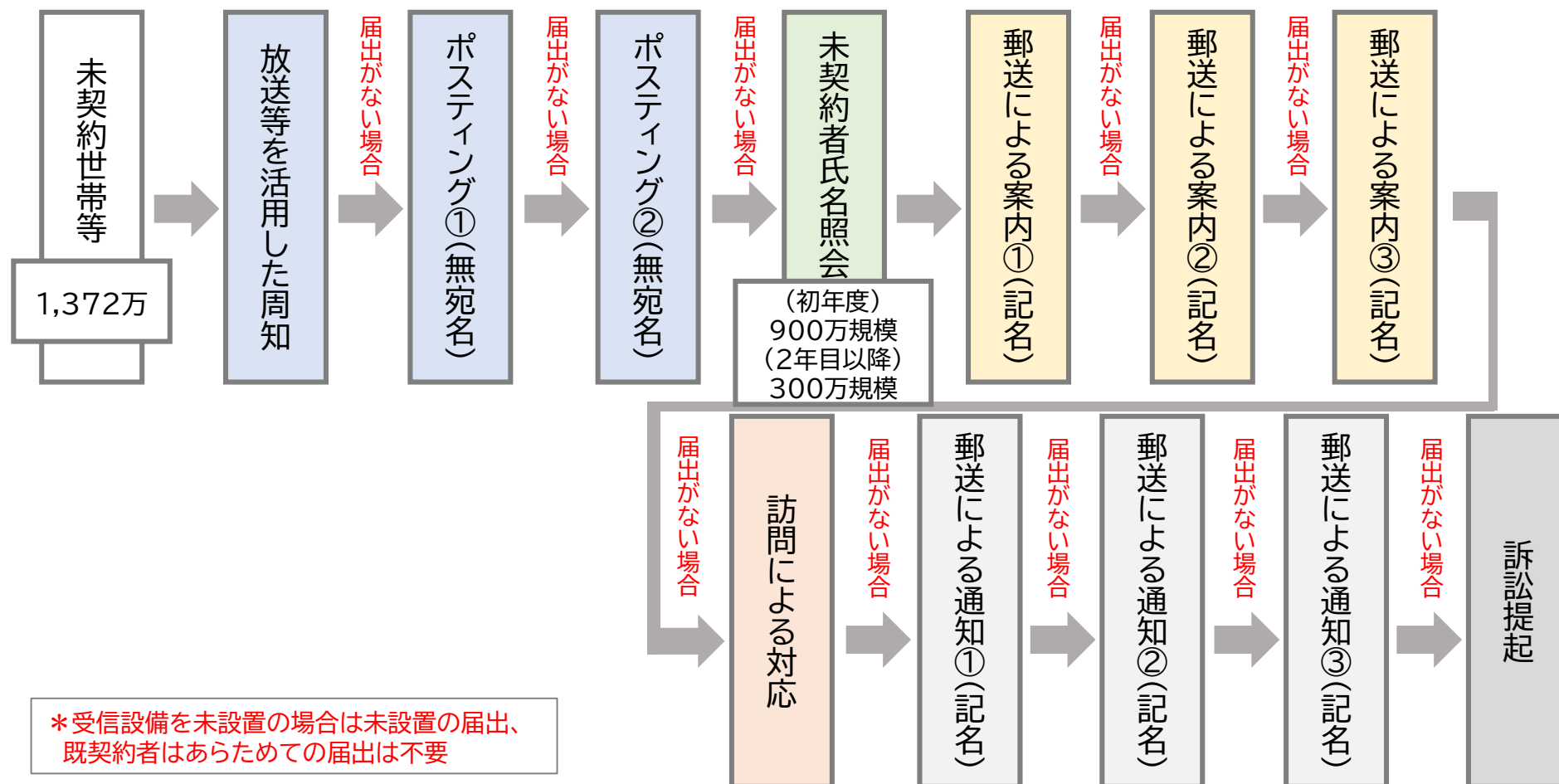
(クレーム抑止)

- ✓ 面接するための訪問活動を繰り返すことによるクレーム・トラブルの抑止が可能となる

セットでの制度整備により、公平負担の徹底、営業経費の大幅削減、クレーム抑止が可能に

「受信設備の設置届出義務*」と「未契約者氏名等（居住者情報）の照会」の運用イメージ

- ①未契約世帯等に対し、放送等を活用した周知やポスティング文書により、NHKから受信設備の設置の有無について複数回照会(受信設備を未設置の場合は未設置の届出を依頼)
- ②それでもなお、届出をいただけない場合、当該住所に居住する方の氏名(この資料では「未契約者氏名等」という。なお住所変更したもののご連絡がない方の場合は移転先も)を照会
- ③氏名が判明した未契約世帯等の方に対し、郵送による設置届出(契約締結)の案内を複数回実施
- ④それでもなお、届出をいただけない場合、訪問による対応や複数回通知を行ったうえで、最終的に訴訟を提起



【参考】最高裁大法廷判決における「契約締結義務」に関する判断

- 最高裁大法廷判決では、放送それ自体に健全な民主主義の発達に寄与する役割・意義を認め、受信料制度は自主自律が求められる公共放送事業者の財源面でのあらわれであることを指摘した。
- そのうえで、従来からの実務を事実認定の箇所で摘示しつつ、契約構成によることが妥当であると判示し、契約の成立には承諾の意思表示が必要であると判断した。

最高裁大法廷判決(平成29年12月6日)抜粋

「放送法施行後60年以上にわたり、原告は、同法に基づき業務を行ってきたが、近時に至るまで、受信契約の締結に応じない者に対して本件訴訟におけるような強制的な手段に及ぶことはなく、受信設備設置者との間で任意に締結された受信契約に基づいて受信料を収受してきた。」(8頁)

「放送法による二本立て体制の下での公共放送を担う原告の財政的基盤を安定的に確保するためには、基本的には、原告(NHK)が、受信設備設置者に対し、同法に定められた原告の目的、業務内容等を説明するなどして、受信契約の締結に理解が得られるように努め、これに応じて受信契約を締結する受信設備設置者に支えられて運営されていくことが望ましい。」(9頁)

「同法施行後長期間にわたり、原告(NHK)は、受信設備設置者から受信契約締結の承諾を得て受信料を収受してきたところ、それらの受信契約が双方の意思表示の合致により成立したものであることは明らかである。同法は、任意に受信契約を締結しない者について契約を成立させる方法につき特別な規定を設けていないのであるから、任意に受信契約を締結しない者との間においても、受信契約の成立には双方の意思表示の合致が必要というべきである。」(11頁)

「受信料の支払義務を受信契約により発生させることとするのは、前記のとおり、原告(NHK)が、基本的には、受信設備設置者の理解を得て、その負担により支えられて存立することが期待される事業体であることに沿うもの」であり、現に、放送法施行後長期間にわたり、原告が、任意に締結された受信契約に基づいて受信料を収受することによって存立し、同法の目的の達成のための業務を遂行してきたことから、相当な方法であるといえる。」(14～15頁)

※()はNHKが補記

※文中のページ数は次のURL「https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=87281」による

【参考】平成18～19年「支払い義務化」の検討について

- 平成18年6月の「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」を受け、政府において、「受信設備の設置日等の通知義務化」を含む「支払い義務化」が検討されたが、最終的に放送法改正案には盛り込まれなかった
- この「支払い義務化」の導入による効果として、当時70%程度だった支払率が85%程度まで向上することが期待されていた。(平成19年2月22日衆議院総務委員会・菅総務大臣)
- その後、NHKにおいて受信料に関する法的手続きを開始したことや、最高裁大法廷判決等により、「受信設備を設置した場合、受信契約を締結し、受信料を支払わなければならない」ことに対する視聴者の理解は進み、支払率は令和元年度末で83%まで向上している

「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」抜粋
(平成18年6月20日)

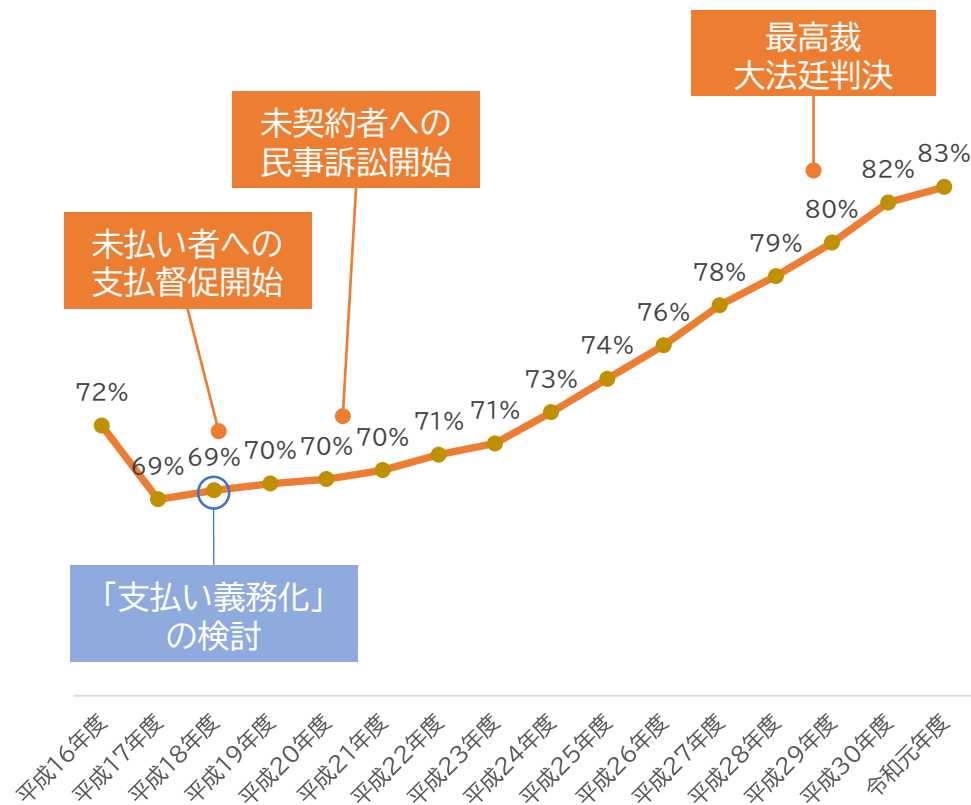
NHK内部の改革を進めた上で、受信料引き下げのあり方、受信料支払いの義務及び外部情報の活用についての検討を早急に行い、必要な措置を取る。その後、更に必要があれば、罰則化も検討する。

放送法改正案には盛り込まれず

NHK報道資料「受信料「支払い義務化」の見送りについて」
抜粋(平成19年3月23日)

- 「支払い義務化」は、視聴者に支払いの根拠をわかりやすくし、公平負担の徹底にも繋がるものとかんがえています。
- なお、受信料の「支払い義務化」が見送られても、支払い義務自体は、既に、契約義務を定めた放送法とそれに基づく放送受信規約で定められており、NHKとしては、これまで以上に、視聴者の理解を求める努力を重ねてまいる考えです。

受信料支払率の推移



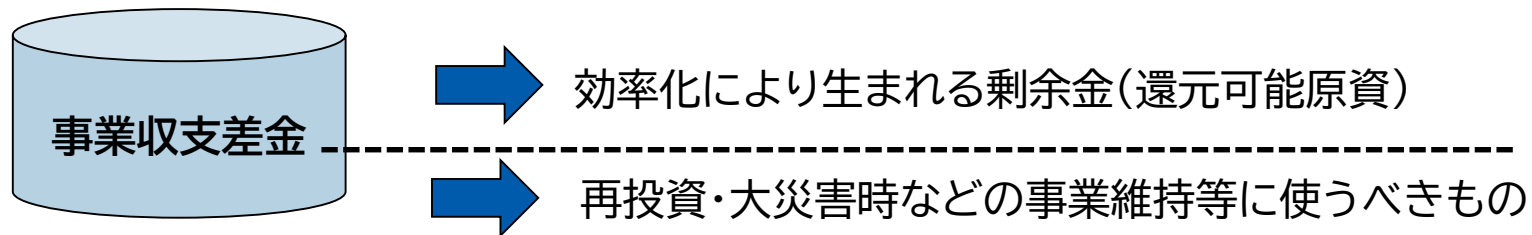
受信料の還元について

- 現状、事業収支差金は、全額を翌年度以降の財政安定のための財源として繰越している（例：2019年度）

区 分	予 算 額	決 算 額
事 業 収 入	7,247	7,384
うち受信料	7,032	7,115
事 業 支 出	7,277	7,163
事業収支差金	△ 30	220

➡ 財政安定のための繰越金へ

- 事業収支差金には、財政の安定のために繰り越しているものと、効率化等の経営努力による剰余金として、“還元可能原資”にあてられるもの等が混在している（以下、イメージ図）



⇒【課題】経営効率化による剰余金を、確実に視聴者・国民に還元する仕組みの明確化

- 経営効率化による剰余金を積み立て、“受信料の値下げの原資”を明確化したい

⇒受信料還元に関する科目を設定して頂きたい

～より透明性を高めるために、このような仕組みで収支を考えてはどうか～

「三位一体改革」の実現に向けて

- 構造改革と制度改正を通じた施策は、パッケージとして実行することで、最大の成果が得られる
- 「三位一体改革」に向けてスピードアップして取り組むため
必要な制度改正をお願いしたい